

1. 改定する規約 投資信託の取引にかかる一般規約

2. 改定内容

該当条項	改定前	改定後
第1条	<p>2 税法の規定により、新規口座開設時には住所、氏名、個人番号の告知と本人確認書類等のご提示が必要です。口座開設後に住所、氏名、個人番号を変更する際にも、本人確認書類等のご提示（郵送によるご提出を含みます）が必要です。本人確認書類等のご提示が必要な場合で、本人確認書類等による住所、氏名、個人番号の確認が出来ない場合には、将来の分配金や保有されている投資信託の解約・買戻をお断りすることがあり、投資信託の取得のお申込をお断りする場合があります。</p>	<p>2 税法等の規定により、新規口座開設時には住所、氏名、個人番号の告知と本人確認書類等のご提示及び居住地国等を記載した届出書（以下、「届出書」という）のご提出が必要です。届出書のご提出がない場合には、口座開設をお断りする場合があります。</p> <p>口座開設後に住所、氏名、個人番号を変更する際にも、本人確認書類等のご提示（郵送によるご提出を含みます）が必要です。本人確認書類等のご提示が必要な場合で、本人確認書類等による住所、氏名、個人番号の確認が出来ない場合には、将来の分配金や保有されている投資信託の解約・買戻をお断りすることがあり、投資信託の取得のお申込をお断りする場合があります。</p>
第11条	<p>氏名、住所、電話番号、職業、勤務先、印鑑、居住性等その他届出事項に変更があった場合またはある場合には、遅滞なく、当行所定の方法により変更手続きを行ってください。</p>	<p>氏名、住所、電話番号、職業、勤務先、印鑑、居住性、<u>居住地国</u>その他届出事項に変更があった場合またはある場合には、遅滞なく、当行所定の方法により変更手続きを行ってください。</p>
付則第1条	<p>この規約は、2016年1月1日から施行する。</p>	<p>この規約は、2017年1月1日から施行する。</p>